

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

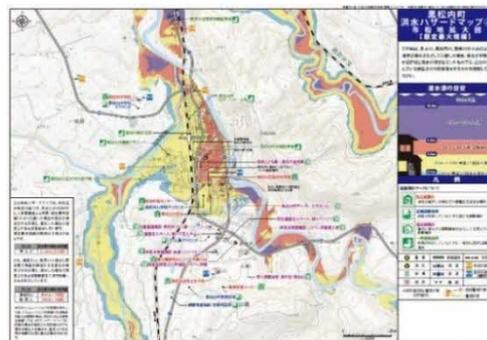
1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

黒松内町は北海道西南部、後志総合振興局管内の南端にあり、長万部町、豊浦町、蘭越町、寿都町、島牧村の5町村と隣接しています。町の中央部を朱太川が貫流し、他に黒松内川、熱郭川等が流れています。

各河川が氾濫した場合の浸水想定区域は黒松内町防災ハザードマップによると、町内多くの地区で浸水が予想されており、小売業等が集中する中心市街地の JR 黒松内駅付近でも 3.0m~5.0m の浸水域とされています。



(出典：黒松内町防災ハザードマップ)

(土砂災害)

北海道土砂災害警戒情報システムによると、黒松内町の白井川地区、大成地区等が土石流による土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されています。警戒区域内には建設業等の小規模事業者が4事業者あり、対策が必要とされています。



(出典：北海道土砂災害警戒情報システム)

(地震)

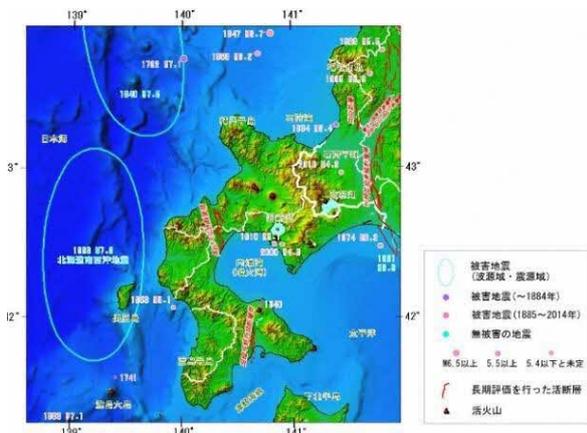
黒松内町に影響を及ぼす可能性のある断層は、地震調査研究推進本部によると黒松内低地断層帯があります。マグニチュード7.3程度以上の地震が想定されており、発生確率は30年以内に2%~5%となっています。

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が26%以下となっていますが、1993年の北海道南西沖地震では震度5の地震、2011年の胆振東部地震も震度は低かったが定期的に地震が発生しているため、警戒が必要です。

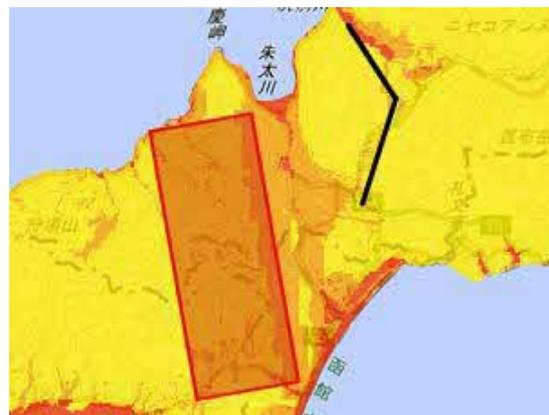
また胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、町内でも電力が復旧するまで時間がかかり、物流が途絶えた影響等から売上が減少した事業者がありました。

地 震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
増毛山地東縁断層帯・ 沼田-砂川付近の断層帯	増毛山地縁断層帯	7.8程度	0.6%以下
	沼田-砂川付近の断層帯	5.0程度	不明
当別断層帯		7.0程度	ほぼ0%~2%
石狩低地東縁断層帯	主部	7.9程度	ほぼ0%
	南部	7.7程度	0.2%以下
黒松内低地断層帯		7.3程度以上	2%~5%
函館平野西縁断層帯		7.0~7.5程度	ほぼ0%~1%

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(その他)

当町では、これまでも暴風雨による数々の風水害に見舞われてきました。特に平成16年の台風18号では風害が多大な被害を及ぼしました。この台風による建物被害は50棟以上にも及び、農業被害も甚大でした。

当町の気候環境は春から夏にかけては南南東の風が噴火湾で発生する濃霧を運び、低温となる傾向があります。冬は厳寒となり年平均積雪量も多く道南における多雪地帯と言われ、雪害による被害も見られます。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	建物被害(棟)	農業被害(ha)	土木被害(ヶ所)	その他の被害	被害総額
H5.8月	地震	北海道 南西沖地震	全壊 1棟 一部 114棟	農地被害 1.9ha 農業用施設 被害 956㎡	土木河川 被害 1ヶ所	道路被害 12ヶ所	1億 7,448万円
H16.9月	風害	台風18号 による風害	全壊 3棟 一部 52棟	農作物被害 7ha 営農施設 被害 12ヶ所		林業被害 67.79ha 公共施設被害 6棟	3,520 万円
H29.9月	風害	台風18号 による風害		農地冠水 80ha	土木河川 被害 4ヶ所	道路被害 11ヶ所 公共施設被害 4ヶ所	1,614 万円

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 122事業所 (独自データ)
- ・小規模事業者数 108事業所 (独自データ)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工業者	建設業	18	14	町内に広く分散
	製造業	9	8	〃
	卸・小売業	29	27	〃
	飲食店・宿泊業	15	14	市街地に集中
	サービス業・その他	51	45	〃
計		122	108	

(3) これまでの取組

①町の取組

項目	年 月	備考
黒松内町防災会議条例	S37.12	
黒松内町地域防災計画	R2.8	
防災訓練の実施	R1.8	黒松内町・自衛隊合同訓練
防災備品の備蓄	-	アルファ米 2,500食以上 飲料水 5,000本以上 他

②商工会の取組

項目	年 月	備考
新型コロナウイルス感染症対策	R2年度	商工会ホームページでの新北海道スタイルの周知やクリアファイル配布周知。巡回時の事業者への取組支援の実施。
事業継続力強化支援計画周知	R3年度	商工会ホームページ等で制度の周知
損害保険制度の周知	随時	巡回やチラシでの周知

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制について具体的な体制やマニュアルが整備されていません。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要ですが、ノウハウをもった人員が不足しています。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が不足しています。
- ・地区内小規模事業者に対する感染症対策の周知が十分にされていません。
(予防接種の推奨、手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等)

3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知します。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、商工会と町との間における被害情報報告ルートを構築します。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築します。

・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数(独自 データ)	策定目標(事業継続力強化計画)				
			R4	R5	R6	R7	R8
建 設 業	18	14	0	1	0	0	0
製 造 業	9	8	0	0	1	0	0
卸・小売業	29	27	0	1	0	1	0
飲食店・宿泊業	15	14	1	0	1	0	1
サービス業・その他	51	45	1	0	0	1	1
計	122	108	2	2	2	2	2

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域並びに土砂災害警戒区域を優先し、本計画期間において両地域の全小規模事業者が策定するよう設定。

・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させます。	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため、職員間の連携と意思疎通を図ります。	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に向けた体制作り	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図ります。	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制を構築します。	連携会議開催	年1回

4. その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や事業の変化による計画の見直しを行います。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5. 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6. 事業継続力強化支援事業の内容

- ・商工会と町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施します。

黒松内町	黒松内町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催
事業継続力強化計画策定に係る助言・指導	継続力強化計画策定支援・フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにします。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部で職員会議及び勉強会を実施することで、職員間の情報共有並びに連携を図ります。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去の災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業者の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明します。
- ・商工会のホームページにおいて本計画を公表するほか「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置等の紹介を行います。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知します。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施します。
- ・事業者へマスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供します。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・商工会は、令和4年3月までに事業継続計画を策定予定です。

ウ. 関係団体等との連携

- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を実施します。

エ. フォローアップ

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	18	14	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0
製造業	9	8	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
卸・小売業	29	27	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0
飲食業	15	14	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
サービス業・その他	51	45	1	0	0	1	1	1	0	0	1	1
合計	122	108	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

・町、商工会等を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行います。評価結果はホームページへ掲載することで地域の小規模事業者が常に閲覧可能な状態とします。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行います。

実施時期	年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統。連絡体制の確認
訓練連携先	黒松内町役場企画環境課

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ町担当課と協議の上策定します。

(2) 発災後の対策

自然災害等における発災時には自身の安全確保、人命救助を第一とします。次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋がります。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行います。
連絡方法の優先順位①電話 ②SNS (LINE)
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について職員、町と情報の共有を行います。
- ・感染者発生後は、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底します。
- ・管轄保健所の指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行います。

イ. 応急対策の方針決定

- ・黒松内町災害対策本部の方針に従い、町と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールを作成します。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤します。
- ・配備態勢及び被害規模の目安は下記を想定します。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	・広域にわたる災害の発生が予想される場合、もしくは被害が甚大であると予想される場合 ・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき	全職員

	<ul style="list-style-type: none"> ・予想されない重大な災害が発生したとき ・気象特別警報が発表されたとき 	
警戒	<ul style="list-style-type: none"> ・局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき ・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想されるとき ・町内に震度4の地震が発生したとき 	事務局長 経営指導員

・本計画により、商工会と町は被害状況等を下記により共有します。

発災後～1週間	1日に3回共有
1週間～2週間	1日に2回共有
2週間～4週間	1日に1回共有
1ヵ月以降	2日に1回共有

・重要な情報の把握と発信に務め、交代勤務を導入する等、必要な対策を実施します。

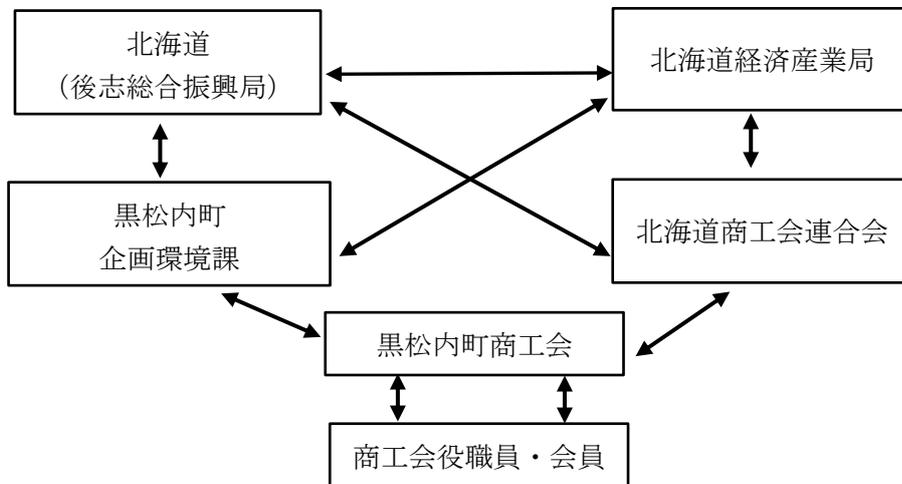
(3) 発災時における支持命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な支持命令系統・連絡体制を構築します。
- ・二次災害発生のおそれのある箇所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋がります。
- ・商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールやFAX等で情報共有、報告を行います。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定についてはあらかじめ町の定めた方法により確認します。
- ・商工会と町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、後志総合振興局及び北海道商工会連合会に報告します。

・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				

・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認します。
- ・相談窓口の開設について町と相談し、安全性が確認された場所に設置します。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知します。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行います。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

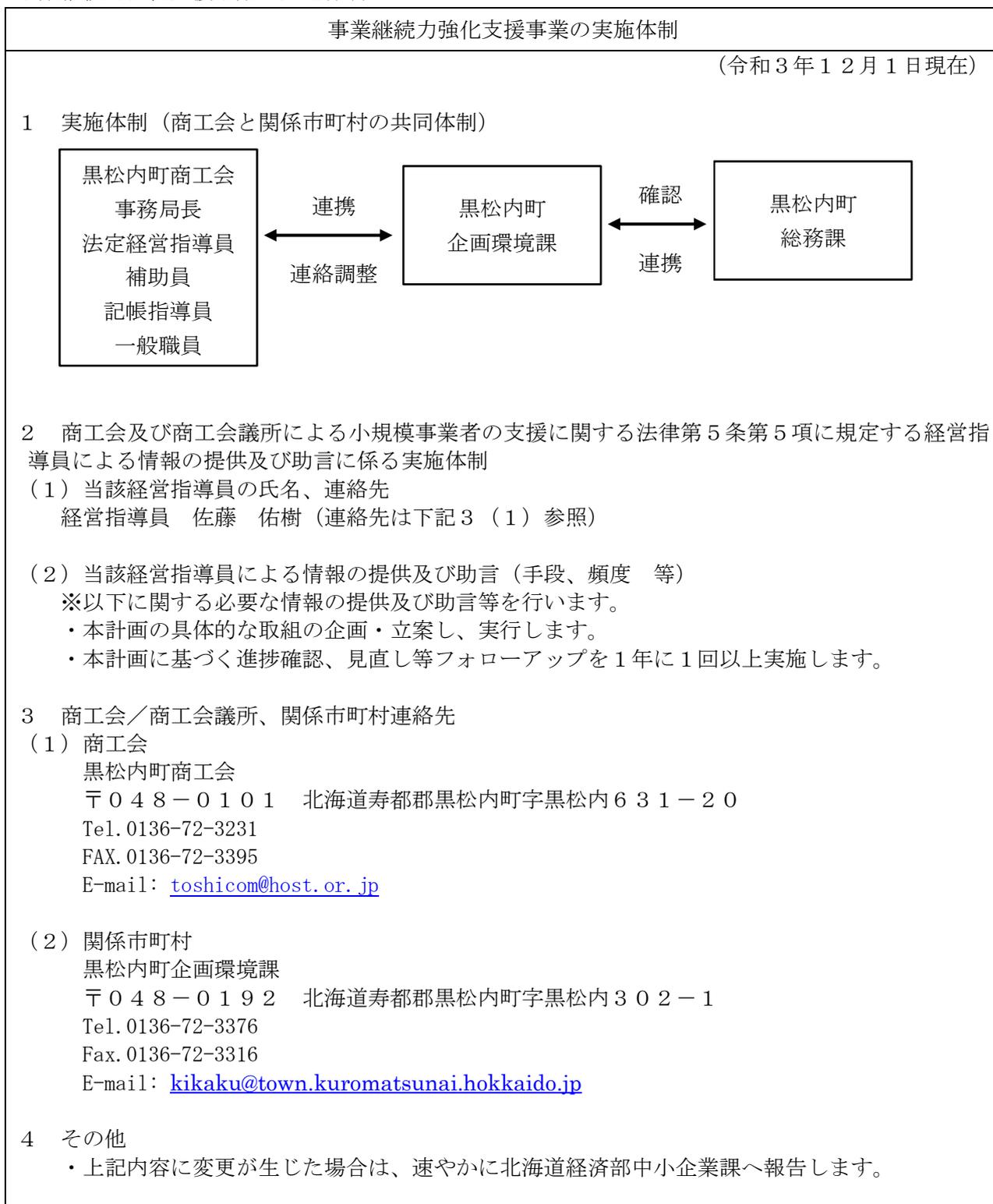
- ・町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施します。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談します。

(6) その他

- ・本計画は町・商工会のホームページや各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策について広く周知します。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ 防災・感染症対策費	50	50	50	50	50
・ 事務費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、手数料収入、雑収入、補助金等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。